

議案の審議

藤沢駅前広場

指定管理者に求めること さらなる賑わいの創出に期待

○指定管理者の指定について(藤沢市藤沢駅前広場(サンパール広場・サンパレット広場・北口地下広場))

この議案は、藤沢市藤沢駅前広場の現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者を指定するもの。

【指定管理者となる団体】
藤沢市藤沢607番地の1

一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント

【指定の期間】令和6年4月1日から11年3月31日まで

〈主な質問と答弁〉

【質問】指定管理者となる団体を一般社団法人藤沢駅周辺

【質問】2期目の指定管理が6年度から始まるが、1期



藤沢駅前広場で様々なイベントを開催し、賑わいを創出する

【答弁】指定管理がスタートした3年度は、コロナ禍の影響で当初想定していた賑わい創出などのイベントが実現できない状況が続いていたが、商業分野や管理部門など様々な事業者等が参画しているエリアマネジメントによって、コロナ禍で

【答弁】藤沢駅前広場を効果的、効率的に運用するためには、指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用することで、高質な維持管理や多様なイベントの開催が期待でき、経費の節減等に加え、賑わいの創出にもつながることから、今後も指定管理者制度により実施していく。

【答弁】指定管理がスタートした3年度は、コロナ禍の影響で当初想定していた賑わい創出などのイベントが実現できない状況が続いていたが、商業分野や管理部門など様々な事業者等が参画しているエリアマネジメントによって、コロナ禍で

も実施可能なイベントに取り組んできた。
また、本市初の公の施設としての駅前広場の管理であったことから、収支計画について想定どおり実施できなかつた部分がある。
来期はコロナ禍による規制がなくなったことやこれまでの実績を踏まえ、本来の計画どおり事業が実施されるものと期待している。
市としては、困難な状況下であった3年間、エリアマネジメントが適切に管理を行ってきた実績を評価するとともに、様々なノウハウを遺憾なく発揮することにより、さらなる賑わいの創出を期待している。

【条例の主な内容】
・公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、円滑な行財政運営に資することを目的とする。
・台帳の整備、督促、滞納処分、強制執行、非強制徴収債権についての債権放棄等について規定する。
〈主な質問と答弁〉
【質問】本条例を制定し債権管理に関する部署を新設することのことが、その意義について聞きたい。

LINE登録方法

- QRコードから藤沢市公式LINEを追加
- 「受信設定」をタップ
- 「アンケートに回答」をタップ
- アンケートの「市議会」にチェックをし「回答」をタップ

また、条例に基づき債権放棄の手続きを進めること、徴収可能な債権への対応に集中することができ、収入未済額の縮減につながる。

さらに、窓口を一本化するなどで、市民個人の滞納全体の納付計画を基に相談・対応が可能となり、早期の滞納解消にもつながると考える。

SNSを活用し 藤沢市議会の情報を発信

藤沢市議会では、市民の皆様いち早く情報をお届けするため、藤沢市公式LINEで情報を配信しています。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を執行

○藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員が、令和5年12月21日をもって任期満了となるため、新たな委員について
藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員が、令和5年12月21日をもって任期満了となるため、新たな委員について
藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員が、令和5年12月21日をもって任期満了となるため、新たな委員について

○人権擁護委員候補者の推薦について
藤沢市域の人権擁護委員の1人が、令和6年3月31日をもって任期満了になるため、法務大臣に新たな候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。
議会はこれに同意した。
任期は6年4月1日から9年3月31日までの3年間。
清水桂子氏(新規推薦)・茅ヶ崎市在住)

期末手当等を引上げ 職員等の給与改定 人事院勧告に従う

○藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

この議案は、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市一般職員の給与の改定措置を講ずるため、及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、常勤の会計年度任用

用職員へ勤勉手当を支給することとした等のため、条例の一部を改正するもの。
【条例の主な内容】
・一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.05月分引き上げる。(第1条)
・全職員で、平均1.24%、平均3928円の給料月額を引き上げを行う。(第1条)

ただし、第2条及び第4条の改正規定は6年4月1日。
【施行日】公布の日

また、条例に基づき債権放棄の手続きを進めること、徴収可能な債権への対応に集中することができ、収入未済額の縮減につながる。

【施行日】公布の日
令和6年度以降の期末手当支給月数について、合計月数は改正後の5年度と同じく、年4.5月分になり、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。(第2条)
令和6年度以降の期末手当支給月数を、6月期から常勤の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために規定を整備する。(第2条)

【施行日】公布の日
令和6年度以降の期末手当支給月数について、合計月数は改正後の5年度と同じく、年4.5月分になり、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。(第2条)

ケアラー支援条例制定へシンポジウムを開催

市議会では、令和5年9月に政策検討会議を設置し、ケアラー支援に関する条例の制定に向けて検討を重ねてきましたが、条例制定の意義や本市の課題等について、関係団体等の意見を聴き、条例の制定に反映させるため、シンポジウムを開催いたします。

【日時】令和6年2月10日(土) 午後2時から4時まで
【場所】藤沢市役所本庁舎9階 第1議会議事室
【内容】①基調講演 「ケアラー支援」とは何か (関東学院大学青木由美恵教授) ②パネルディスカッション (関係団体等及び市議会議員)
【定員】40名
【申し込み】不要
シンポジウムの様子は、市議会ホームページで中継配信及び録画配信を行います。